

福祉交通手段について

1. 交通手段の分類

- ①法的分類・・・一般旅客自動車運送事業・特定旅客自動車運送事業
自家用有償旅客運送事業
緑ナンバー、白ナンバー

- ②輸送能力・・・大・中・小型乗合バス：路線バス、コミュニティバス、
11人未満乗合：コミュニティワゴン
ワゴン・セダン：UDタクシー、福祉有償運送、自家用車
その他：バイク、自転車、シニアカー

- ③利用料金・・・無料：自家用車、工場・病院などの送迎車、福祉バス（福生市
など）
低価：路線バス、コミュニティバス、福祉有償運送
高価：タクシー、UDタクシー、介護タクシー
※自転車、シニアカー、バイクなどを除く、四輪自動車

2. 福祉交通手段（四輪自動車）

- ①タクシー（4条許可）
 - ・福祉タクシー（通称）は、リフト、スロープなど乗降を容易にできる設備のある福祉車両のタクシー。（銀星交通：リフト付きタクシー）
 - ・UD（ユニバーサルデザイン）タクシーは、だれでもが乗れるタイプの車両

- ②介護タクシー（又は福祉タクシーと呼ぶ場合もある。）
 - ・一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）（4条限定）
二種自動車運転免許があれば、個人、法人でも申請可能、緑ナンバー
 - ・特定旅客自動車運送事業（43条許可）
介護保険法で、介護事業の指定を受けている介護サービス事業者及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法の支援事業の指定を受けている事業者、二種自動車運転免許が必要、緑ナンバー
 - ・訪問介護事業者等の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送（78条許可）
訪問介護事業所又は居宅介護事業所であって、かつ一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を取得している事業所及びその訪

問介護員等（ぶら下がり）、一種自動車運転免許があればいい、白ナンバー

③自家用有償旅客運送

・市町村運営有償運送・市町村福祉輸送（地域公共交通会議の協議・合意）
市町村の住民のうち施行規則第49条に規定する身体障害者、要介護認定者等であって、市町村に会員登録を行った者に対する外出の支援のため当該市町村自らが行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送である。また、専ら当該市町村の区域内での運行である。対価は当該地域又は隣接市町村等における一般乗用旅客自動車の運賃の1/2を目安とする。

・福祉有償運送・（運営協議会の協議・合意）

他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものである。

実施主体：NPO、社会福祉法人、医療法人、商工会、農業協同組合、消費者生活協同組合一般社団法人又は一般財団法人及び権利能力なき社団（町内会、管理組合等）

対価の基準等

対価の範囲：運送の対価、運送の対価以外の対価（迎車回送料金、大気料金、介助料、添乗料、ストレッチャー・車いす使用料など）

運送の対価：距離制、時間制、定額制

※当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く）の概ね1/2の範囲内であること。

④自家用車

・家族親戚及びそれ以外の近隣や自治会の人々の自家用車（ボランティア）
・グループ、サークルなどの団体（任意）の人々の自家用車（ボランティア）

※①、②は道路運送法の許可が必要であり、地域公共交通会議、運営協議会の協議は必要ない。③は市町村が行う場合は地域公共交通会議、NPO等は運営協議会で必要性、対価等の協議が必要となる。④は特に許可、協議はいらない。

3. 介護保険法における地域支援事業としての移動支援

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（介護保険法第115条の45第1項）

<共通>

・多様なニーズに応えるため、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施

- ・元氣な高齢者を積極的に活用し、高齢者の介護予防やよりよい地域づくりに資することを目指す
 - ・地域の住民がお互いに支えあう「互助」を強化する
 - ・対象は要支援者及びサービス事業対象者（＝基本チェックリストにより判断、要介護等認定申請不要、要支援状態相当）
 - 福祉有償運送の対象とならない軽度者を対象とすることが可能。また、しょうがいしゃや子どもを対象に含めてサービスを提供することも可能。
 - ・移送部分は有償・無償ともに可能であるが、有償の場合は国土交通大臣の許可又は登録が必要になる。
 - ・間接経費のみの補助（助成）（＝運送の対価でない）
- 市独自財源での直接経費への補助はありうる？
- ・主体の基準は、従事者の健康管理、個人情報保護、事故報告、休止・廃止の際の手続きといった最低限のもの（介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項）

①訪問型サービス D（移動支援）

- ・住民主体
- ・通所型サービス前後の移送や、移送前後の生活支援を実施
- ・趣旨としては、「移動（移送）」そのものではなく、「移送した先」の活動支援に重きを置いている

②通所型サービス B

- ・住民主体
- ・サロン等の居場所作りを実施
- ・同一主体で前後の移送サービスを実施することも可能

③訪問型サービス B

- ・住民主体
- ・布団干しや買い物などの日常生活支援を実施
- ・同一主体で前後の移送サービスを実施することも可能

（2）一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項）

○地域介護予防活動支援事業

- ・介護予防に資する住民運営の通いの場づくり
（体操・運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、交流会・サロン等）
- ・委託や運営費補助等の方法で実施
- ・対象は日常生活に支障のない元氣な高齢者。これにしょうがいしゃや子ども

- もを含めることも可能
- ・ 移送（送迎）部分を含めてサービスとすることも可能
- ・ 対象が自力もしくは公共交通機関で移動可能な人なので、移送部分については福祉有償運送の適用は原則不可能